

～会計を通じて人に幸せを～

Hirai's レビュー

2014年9月号 (No. 69)

平井会計事務所 税理士 平井満広

〒108-0023 東京都港区芝浦4-19-1

芝浦アイランドケーブタワー-2305号

電話:03-3452-7082 Fax:03-6303-3350

Mail:m_hirai@hirai-ao.com

URL:http://www.hirai-ao.com/

やれば良かった! 「相続対策」・・・税金がかからないケースでも

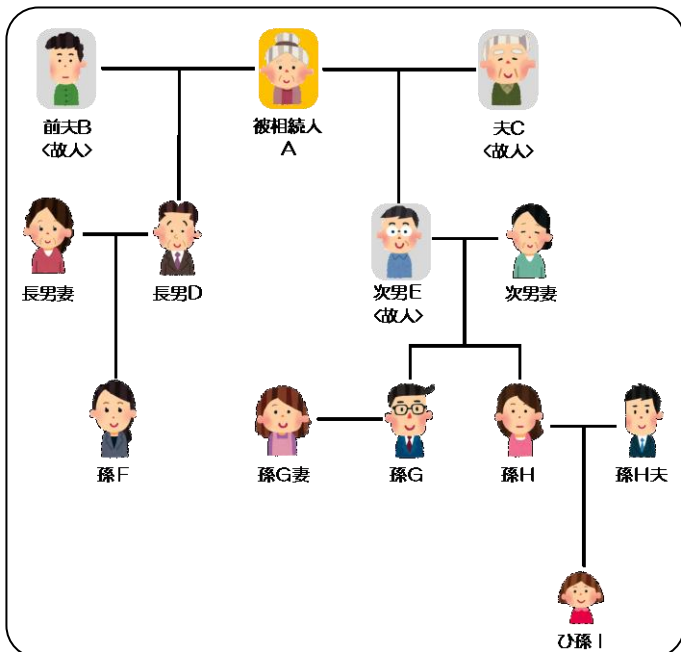
「相続対策」といえば節税が思い浮かびますが、税金がかからない場合でも「相続対策」しておけば良かった、と思われるケースがあります。一例をご紹介します。

◆戸籍が必要

サラリーマンのGさんは、先日亡くなった祖母Aさんの相続手続きを親族から任せられました。財産は少なかったのですが税金は発生しませんが自宅の名義をAさんから変更する必要があります。ネットで調べると「亡くなった方の戸籍が必要」とあったので、Aさんの本籍地(千葉県八千代市)の戸籍を持って法務局に行きました(1通目)。

◆出生からの戸籍

ここまでは順調だったものの、祖母Aさんの出生からの戸籍をどこでどうやってとるのかわかりません。法務局に電話で相談すると「除籍謄本の戸主か本人の欄に転籍前の本籍地が記載されている」とアドバイスされました。千葉県八千代市の戸籍を見ると転籍前の本籍地が群馬県前橋市と書いてあります。前橋市役所に電話で相談すると手数料750円分の定額小為替を送れば郵送してくれるとのことなのでスグに手続きしました(6通目)。ちなみに祖父Cさんと結婚したのもこの頃でした。さらに再婚前の戸籍は宮城県仙台市にあったので同じく郵送で取り寄せました(7通目)。前夫のBさんと結婚したのがこのときでした。さらに結婚入籍前の本籍地が青森県弘前市だったので戸籍を取り寄せると、ようやく出生までさかのぼることができました(8通目)。



親族	本籍地
被相続人 A	青森県弘前市→宮城県仙台市 →群馬県前橋市→千葉県八千代市
※前夫 B	新潟県長岡市→宮城県仙台市
※夫 C	群馬県前橋市→千葉県八千代市
長男 D	宮城県仙台市→群馬県前橋市→東京都港区
※次男 E	群馬県前橋市→千葉県八千代市→埼玉県所沢市
孫 F	東京都港区
孫 G	埼玉県所沢市→神奈川県横浜市
孫 H	埼玉県所沢市→兵庫県神戸市
ひ孫 I	兵庫県神戸市

※故人

◆生前対策が大切

すべての戸籍がそろったので改めて法務局に相談に行きました。自宅の名義を誰に変えるのか聞かれたので、今一人で住んでいる母親(Eさん妻)で話がまとまっている、と伝えると「その人は法定相続人でないので自宅は引き継げない」と言われました。結局、Gさんは妹のHさんと1/2ずつで自宅を相続することにしました。職員の方の話では(1)Aさんが生前のうちに母親に贈与するか、(2)母親に相続させたいと遺言を残せば、名義変更できたようです。さらにそれなら戸籍も必要なかったと話していました。Gさんは、税金がかからない場合でも生前に相続の準備をしておけばよかったな、と後悔しました。

このお便りは名刺の交換をさせて頂いた方にお送りさせていただきます。ご不要の場合はご連絡ください。

職員の方に「親族の関係図」を聞かれたので説明すると「この戸籍だけでは手続きできない」と言われてしまいました。「今回のケースだと、Dさん、Gさん、Hさんの3名が法定相続人です。手続きには①Aさんの出生からの戸籍、②Dさんの戸籍、③Eさんの戸籍、④Gさんの戸籍、⑤Hさんの戸籍が必要です」。仕方なく法務局を後にしたGさんは帰りがけに自分の戸籍を神奈川県横浜市でとってきました(2通目)。次に結婚して兵庫県神戸市に住んでいる妹のHさんに今の戸籍を送るように電話をしました(3通目)。続いて母親に電話をして亡くなった父親Eさんの除籍謄本を埼玉県所沢市でとってほしいと伝えました(4通目)。また東京都港区に住んでいる伯父Dさんにも今の戸籍を送るようお願いしました(5通目)。

☆ ブログもご覧いただけたら幸いです。(平日毎日更新)⇒http://blog.goo.ne.jp/hirai_tax/